

平成21年3月27日

平成21年

第3回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

## 平成21年第3回教育委員会定例会会議録

平成21年3月27日午後2時00分大田区教育委員会定例会を開催した。

### 1 出席委員

高山美智子	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
櫻井光政	委員	
渡邊盛雄	委員	
清水繁	委員	教育長

計 5 名

### 2 出席した職員

教育委員会事務局次長	金澤 彰
庶務課長	下遠野 茂
教育改革担当課長	薄 根 幸
施設担当課長	石井 一雄
学務課長（私学行政担当課長兼務）	清水 耕次
指導室長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	鈴木 邦夫
社会教育課長	榎田 隆一

計 7 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第3回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 高山 美智子

○委員長

ただいまから、平成21年第3回教育委員会定例会を開催する。

○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。次に会議録署名委員の指名を行う。本日の会議録署名委員に野口委員を指名する。

## 日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

本日は議案数が多いため、簡単に報告をさせていただきます。

平成21年第1回区議会定例会が無事に終了した。

教育委員会関係では学力向上のための施策が評価され、その他の事項についても順調に審議いただけた。区議会初日には教育委員会を代表して高山委員長が所信表明を行ったが大変格調高く良い所信表明であったとの評価を受けた。

また、昨年10月に可決された大田区基本構想に基づく基本計画10か年計画もこの議会で了解された。

本定例会に議案として、新たな教育プランの素案を提出した。この(仮称)おた教育振興プランについては、本日、素案の議決をいただいた後、教育懇談会に示し、その後にパブリックコメントを実施、第6回教育委員会定例会にて審議・決定をいただく段取りである。

○委員長

教育長からも話があったが、所信表明については大変わかりやすくよかったとのコメントを私もいただいた。皆さんの協力のおかげである。

では、教育長の報告に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

## 日程第2 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○大田図書館長

郷土博物館の展示リニューアルに伴い臨時休館をする。

休館期間は平成21年9月28日(月)から平成21年11月2日(月)とし、区民へは区報・ホームページ・館内掲示で周知する予定である。

展示リニューアルのコンセプトは、「郷土を学び・楽しむ・街歩き」である。

なお、リニューアルオープンは、平成21年11月3日(火)の祝日を予定している。

○委員長

部課長の報告に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

### 日程第3 「協議事項」

○委員長

事務局からの説明を求める。

○庶務課長

平成21年3月9日付で区長より、「区長の権限に属する事務の補助執行について」地方自治法第108条の2に基づき教育委員会あてに協議があった。

実施予定日は平成21年4月1日、内容は大田区青少年問題協議会に関する事務を教育委員会事務局教育総務部長に補助執行させるという内容である。

○委員長

部課長の報告に質問、意見はないか。

○野口委員

もう少し具体的に説明願いたい。

○教育長

平成21年4月1日付で組織改正が行われる。それに伴い青少年対策関連の事業が区長部局から教育委員会、具体的には社会教育課に事務が移管される。

しかし、この青少年問題協議会に関する事務は法的に区長権限の事務であるということが明記されており、条例等により教育委員会に権限を移し変えることができない。そのため、区長に権限を残したまま、実際の仕事については教育委員会で行うための手続きであり、そのことについて教育委員会の了解を得たいという趣旨である。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

- 委員長  
承認する。

#### 日程第4 「議案審議」

- 委員長  
本日は、規則、訓令等に関する議案51件、その他の議案2件の計53件となっている。そのため、本日は関連議案ごとにまとめて事務局からの説明を求める。  
(※議案については、別紙一覧を参照)

- 庶務課長  
※別紙資料により説明  
それでは、配付した議案の一覧をご覧いただきたい。  
最初に審議いただくのは、第13号議案「大田区立幼稚園条例施行規則を廃止する規則」から第31号議案「幼稚園教育職員の旅費支給規定を廃止する訓令」までの19件である。  
これらの議案については、平成21年3月31日をもって大田区立幼稚園が廃園することにより、関係する規則、訓令等を廃止するものである。

- 委員長  
ただいまの説明に質問、意見はないか。  
(「なし」との声あり)

- 委員長  
第13号議案から第31号議案について原案どおり決定してよろしいか。  
(「異議なし」との声あり)

- 委員長  
原案どおり決定する。  
次の議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第32号議案「大田区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則」から、第36号議案「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」の5件について説明する。

これらの議案については、大田区立幼稚園の廃園に伴い、文言を整理するため規則及び訓令の一部を改正するものである。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第32号議案から第36号議案について原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。

次の議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第37号議案「大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」から第50号議案「学校職員服務監察規程の一部を改正する訓令」までの14件について説明する。

これらの議案は、大田区立幼稚園の廃園及び平成21年4月1日付で実施される組織改正に伴い文言を整理するため規則及び訓令の一部を改正するものである。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第37号議案から第50号議案について原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。

次の議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第51号議案「大田区立小中学校適正規模適正配置審議会条例施行規則の一部を改正する規則」から第56号議案「大田区立学校校外施設管理事務所処務規程の一部を改正する訓令」の6件について説明する。

これらの議案は組織改正に伴い規則及び訓令の一部を改正するものである。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第51号議案から第56号議案について原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。

次の議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第57号議案「大田区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」、第58号議案「大田区立教育センター処務規則の一部を改正する規則」について説明する。

この2件の議案は教育センターに関するものであり、第57号議案は大田区立幼稚園の廃園、第58号議案は組織改正及び事務分掌の整理に伴い改正を行うものである。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第57号議案、第58号議案について原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。

次の議案について説明を求める。



○庶務課長

※別紙資料により説明

それでは、第59号議案「大田区立幼児教育センター処務規則の一部を改正する規則」から第63号議案「大田区教育委員会技能長及び技能主任の職の指定等に関する規程」の5件について説明する。

第59号議案「大田区立幼児教育センター処務規則の一部を改正する規則」から、第62号議案「大田区立平和島ユースセンター処務規程の一部を改正する規程」は、組織改正に伴う改正である。

第63号議案「大田区教育委員会技能長及び技能主任の職の指定等に関する規程」は、新年度新たに学校へ技能長が配置されるための取扱を整備するため、規程を整備するものである。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

○野口委員

第63号議案にあった「技能長」という言葉をはじめて聞いた気がする。以前定例会等で説明があったか。

○庶務課長

特に説明する機会はなかったと思う。技能長というのは技能職という職種の中のリーダーという位置づけとを考えていただきたい。これまで学校には技能長の配置はなかったが、このたび技能長試験合格者が出たので規程の整備をするものである。

○野口委員

具体的に学校に配置されている技能職にはどんな職種があるのか。

○庶務課長

具体的には、用務や給食調理の職員であり、総称して技能職という呼び方をする。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第59号議案から第63号議案について原案どおり決定してよろしいか。  
(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。  
次の議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

今の議案で、規則、訓令に関する51議案の審議が終了した。

次に審議いただく第64号議案「(仮称)おおた教育振興プラン(素案)の決定について」説明する。

内容の詳細については、既に協議会において説明させていただいている。本日は(仮称)おおた教育振興プラン(素案)を教育委員会として正式に決定していただくため議案提出をした。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

○櫻井委員

長い時間かけて非常によく練っていただいた。また協議会における私たち委員の意見も反映していただき、大変良いものができたとは思っている。あとはきちんと実践していただきたいというのが、私の意見である。

○野口委員

私も櫻井委員と同意見である。

平成21年4月1日付で実施される組織改正も新しい教育プランを実際に実施していくという目的もあると考える。内容についても大田区独自の内容となっている。ぜひ、現場の教員や地域に浸透させ、実践して行ってほしい。

○渡邊委員

この素案をまとめるにあたっては、教育改革担当課長をはじめ事務局職員は大変苦勞をしたと思う。その結果、多岐にわたって詳細な全体像を練り上げている。また、学校、家庭、地域と連携して大田の教育を変えていくという意気込みが感じられる。具体的に実践するのは大変なことであるが、一生懸命に取り組んでほしい。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第64号議案について原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。

教育改革担当課長、一言お願いする。

○教育改革担当課長

(仮称) おおた教育振興プランの素案の決定をいただき感謝申し上げます。また、各委員からいただいた意見については、心して進めていく。

今後の流れであるが、平成21年4月15日から5月7日までパブリックコメントを実施し、平成21年4月21日には教育目標の素案及び(仮称) おおた教育振興プラン(素案)の区民説明会を実施する予定である。パブリックコメント終了後には、改めて教育委員会に最終案を議案として提出することになる。

○委員長

了解した。

それでは、最後の議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第65号議案「公文書部分開示決定処分に関わる審査請求について」説明する。

平成21年2月9日付で請求人より「東京都中学校別評定割合のうち大田区立中学校にかかる部分」について公文書開示請求があった。中学校別評定割合とは、通知表1から5の評価のパーセンテージを示したものである。実施機関である教育委員会事務局は、学校名を伏せた形で開示する公文書部分開示決定を平成21年2月18日付で行ったところ、平成21年3月9日付で請求人から審査庁である教育委員会に本審査請求書が提出された。

本日は、本審査請求書の受理と行政庁である教育長からの弁明書の提出について、そして大田区情報公開・個人情報審査会への諮問についてご審議をお願いする。

○委員長

それでは第65号議案の審議に入る。

まずは、本審査請求書を受理するかの判断である。本審査請求書は行政不服審査法第4条及び第5条の規定に基づく審査請求であり、かつ同法第14条及び第15条に定められた審査請求期間、審査請求書の記載事項を満たしている。本審査請求書については適切なものと判断し、教育委員会として受理すべきと考えるがいかがか。

○櫻井委員

行政不服審査法で適法な申し立てがあれば、これは受けてしかるべき対応をしなければならないと決まっている。原案のとおり対応すべきである。

○野口委員

ここで校名入りの評定割合を公表すると決定するということか。

○庶務課長

本日決定いただくのは、本審査請求書を受理するかどうかであり、その後、大田区情報公開情報保護審査会に諮問し、答申を受けた上で教育委員会にて決定いただく流れとなる。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは受理する。

次に今後の審査を進めるにあたり、次の2点について確認をする。

1点目は行政不服審査法第22条第1項に基づき、処分庁である教育長に弁明書の提出を求めたいと考えるが、よろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

教育長に対し、弁明書の提出を求める。

なお、提出された弁明書については、同条第5号の規定により、その副本を審査請求人に対し送付することとなる。

2点目であるが、大田区情報公開個人情報保護審査会への諮問について確認する。大

田区情報公開条例第13条第2項の規定に基づき、教育長からの弁明書が提出されしだい、大田区情報公開個人情報保護審査会に諮問することとしたいがよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、弁明書が提出されしだい大田区情報公開個人情報保護審査会に諮問する。

なお、本審査請求は、大田区情報公開個人情報保護審査会からの答申を待ち、改めて教育委員会において、その内容について判断することとなる。

それでは、第65議案について原案どおり決定する。

これをもって、第3回教育委員会定例会を終了する。

(午後3時05分閉会)

## 平成21年第3回教育委員会定例会議案一覧

- 第13号議案 大田区立幼稚園条例施行規則を廃止する規則
- 第14号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則を廃止する規則
- 第15号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則を廃止する規則
- 第16号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則を廃止する規則
- 第17号議案 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則を廃止する規則
- 第18号議案 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則を廃止する規則
- 第19号議案 幼稚園教育職員の地域手当に関する規則を廃止する規則
- 第20号議案 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則を廃止する規則
- 第21号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則を廃止する規則
- 第22号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則を廃止する規則
- 第23号議案 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則を廃止する規則
- 第24号議案 義務教育等教員特別手当に関する規則を廃止する規則
- 第25号議案 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則を廃止する規則
- 第26号議案 幼稚園教育職員の退職者給与支給に関する規則を廃止する規則
- 第27号議案 教職調整額に関する規則を廃止する規則
- 第28号議案 教育職員懲戒分限審査委員会規程を廃止する訓令
- 第29号議案 幼稚園教育職員の勤務成績の評定に関する規程を廃止する訓令
- 第30号議案 幼稚園教育職員の通勤手当支給規程を廃止する訓令
- 第31号議案 幼稚園教育職員の旅費支給規程を廃止する訓令
- 第32号議案 大田区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則
- 第33号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する規則
- 第34号議案 学校職員の服務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程を改正する訓令

- 第 35 号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令
- 第 36 号議案 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令
- 第 37 号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第 38 号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 第 39 号議案 大田区教職員住宅管理規則の一部を改正する規則
- 第 40 号議案 大田区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 第 41 号議案 大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第 42 号議案 大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則
- 第 43 号議案 大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
- 第 44 号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令
- 第 45 号議案 大田区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令
- 第 46 号議案 大田区立学校総括安全衛生管理者等設置規程の一部改正する訓令
- 第 47 号議案 大田区立学校安全衛生委員会の設置規程の一部を改正する訓令
- 第 48 号議案 大田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令
- 第 49 号議案 大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令
- 第 50 号議案 学校職員服務監察規程の一部を改正する訓令
- 第 51 号議案 大田区立小中学校適正規模適正配置審議会条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 52 号議案 大田区教育委員会事務局統括課長、統括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部を改正する訓令
- 第 53 号議案 大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令
- 第 54 号議案 指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令
- 第 55 号議案 大田区教育委員会工事施行規程の一部を改正する訓令
- 第 56 号議案 大田区立学校校外施設管理事務所処務規程の一部を改正する訓令
- 第 57 号議案 大田区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

- 第 58 号議案 大田区立教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 第 59 号議案 大田区立幼児教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 第 60 号議案 大田区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 第 61 号議案 大田区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則
- 第 62 号議案 大田区立平和島ユースセンター処務規程の一部を改正する訓令
- 第 63 号議案 大田区教育委員会技能長及び技能主任の職の指定等に関する規程
- 第 64 号議案 (仮称) おおた教育振興プラン(素案)の決定について
- 第 65 号議案 公文書部分開示決定処分に係る審査請求について